

## 春日井市週休2日制工事実施要領（土木系）

### （趣旨）

第1条 この要領は、春日井市が発注する工事において、建設業における労働環境の改善や将来の人材確保を図るため、週休2日制工事を施行するにあたり必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日制 第4条に規定する対象期間の全日数に対する現場閉所の割合（以下「休日取得率」という。）が28.5%以上を確保したと認められる状態をいう。
- (2) 現場閉所 1日を通して現場で作業を行わない状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。
- (3) 発注者指定型 発注者が週休2日制を指定する工事をいう。
- (4) 受注者希望型 受注者が週休2日制を取り組む工事をいう。ただし、第3条各号に定める工事は除く。

### （対象工事）

第3条 週休2日制の対象とする工事は、春日井市が発注する積算基準（公共建築工事費積算基準を除く。）及び歩掛表を用いる工事とする。ただし、次のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 著しく施工期間が短い工事
- (2) 通年維持工事、現場が点在する工事
- (3) 緊急の応急復旧工事

### （対象期間）

第4条 週休2日制の対象期間は、契約締結日の翌日から完了届が提出さ

れた日までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）を除く。

- (1) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）
- (2) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了届が提出された日までの期間）
- (3) 夏季休暇（3日間）
- (4) 年末年始休暇（6日間）
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 施工を開始する日が火曜日から土曜日までの場合、施工開始日を含む週
- (7) 施工を完了した日が日曜日から木曜日までの場合、施工完了日を含む週
- (8) 工事全体を一時中止している期間
- (9) 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）  
（受注者の努力義務）

第5条 週休2日制の工事を受注した事業者は、1月において4週8休以上が達成できるよう努め、毎月第2週・第4週については土曜日を現場閉所するよう努めること。

2 非対象期間においても、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日制に取り組めるように努めること。

（休日取得率の算出方法）

第6条 対象期間の休日取得率の算出に当たっては次のとおりとする。

- (1) 施工を開始する日が月曜日の場合、前日の日曜日を第1日目とする。
- (2) 施工を完了した日が金曜日の場合、翌日の土曜日を最終日とする。

(特記仕様書)

第7条 発注者は、特記仕様書において次のことを明示する。

- (1) 発注者指定型又は受注者希望型の対象工事であるか、否か
- (2) 第3条で対象とした工事で、第4条第9号に該当する非対象期間を設定する場合はその内容
- (3) 第3条で対象外工事とした場合はその理由  
(発注者指定型の取組内容)

第8条 発注者指定型の取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、施工計画書において現場閉所の計画が分かるように実施工程表を作成の上、監督職員と協議を行うものとする。
- (2) 受注者は、毎月5日までに工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督職員はこれを確認する。
- (3) 発注者が週休2日制に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。  
(受注者希望型の取組内容)

第9条 受注者希望型の取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、週休2日制に取り組むこと又は取り組まないことのいずれかを契約締結後14日以内に選択するものとし、工事打合簿により監督職員に提出するものとする。なお、工事打合簿提出後の内容変更はできないものとする。
- (2) 受注者は、週休2日制に取り組む場合には、施工計画書において現場閉所の計画が分かるように実施工程表を作成の上、監督職員と協議を行うものとする。
- (3) 受注者は、毎月5日までに工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督職員はこれを確認する。

- (4) 発注者が週休2日制に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(工事成績評定への反映)

第10条 工事成績評定への反映については、次のとおりとする。

- (1) 週休2日制に取り組んだ工事については、休日取得率が28.5%（2/7）以上の場合、工事成績評定表「5. 創意工夫 I. 創意工夫」において加点評価を行うものとする。
- (2) 休日取得率が28.5%未満の場合であっても、工事成績評定の減点は行わないものとする。

(経費の補正)

第11条 週休2日制に取り組んだ工事における経費の補正については、次のとおりとする。

- (1) 現場閉所状況の適用区分

休日取得率に応じ、現場閉所状況の適用区分は、次のとおりとする。

休日取得率	現場閉所状況の適用区分
28.5%以上の場合	4週8休以上
25%以上 28.5%未満の場合	4週7休以上 4週8休未満
21.4%以上 25%未満の場合	4週6休以上 4週7休未満
21.4%未満の場合	4週6休未満

- (2) 補正率

それぞれの経費に次の補正係数を乗じるものとする。また、市場単価の補正対象及び補正係数は別表1、別表2による。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としない。

現場閉所状況の 適用区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

(3) 補正方法等

ア 発注者指定型

当初設計から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に  
乗じ、現場閉所状況を確認後、最終変更設計時に現場閉所状況の適用  
区分に応じて各経費を補正し、変更契約を行うものとする。

イ 受注者希望型

現場閉所状況を確認後、最終変更設計時に現場閉所状況の適用区分  
に応じて各経費を補正し、変更契約を行うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受  
注者とが協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事  
について適用する。

別表 1

## 週休 2 日制工事における市場単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数		
		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 8 休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキング ブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置 設置工		1.01	1.02	1.04
橋梁防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グレーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01

別表 2

下水道用設計標準歩掛における市場単価

名称	規格・仕様	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砂基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管および ます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
取付管および ます設置工	取付管布設及び 支管取付工	1.00	1.01	1.02